

## 女性のための相談

### 面接相談 ※電話予約が必要です

夫婦関係、子育て、介護など女性のさまざまな悩みを受け止め、自身自身の力で次の一歩を踏み出せるように相談員がサポートします。

**日時** 火・木・土曜日(月の5週目を除く)  
10:00~12:00、13:00~16:00  
第4火曜日(休館日の場合は第3火曜日)のみ  
上記時間に加えて18:00~20:00も実施

### 労働相談 ※電話予約が必要です

解雇、ハラスメント、労働時間、厚生年金などの相談に女性社会保険労務士が応じます。ご予約いただければ電話での相談も可能です。

**日時** 第2土曜日 / 13:30~16:20 (職業紹介・あっせんではありません)

### 法律相談 ※電話予約が必要です

女性をとりまく法律上の問題に女性の弁護士が相談に応じます。予約は相談日の2週間前から受け付けます。

**日時** 第1水曜日 / 13:00~16:00

面接・労働・法律相談の電話予約はこちらまで

**TEL.072-960-9205** 火~日曜日  
(イコーラム休館日を除く) / 10:00~16:00

### 電話相談 TEL.072-960-9206

相談には行きにくい...訪ねる時間がない...というときには、電話で相談ができます。専門相談員があなたの悩みを受け止め、あなたをサポートします。

**日時** 火~日曜日(イコーラム休館日を除く)  
10:00~16:00

### 女性の悩みを外国語で相談できます

英語 / 中国語 / 韓国 / 朝鮮語など

**相談時間** 10:00~16:00(イコーラムが開いている日)

※相談の日と時間を決めますので、電話で予約してください。

予約はこちら

**日本語が話せない方** TEL.06-4309-3311

英語 / 中国語 / 韓国 / 朝鮮語 / ベトナム語

**受付時間** 月~金曜日(市役所が開いている日) / 10:00~16:00

**日本語が話せる方** TEL.072-960-9205

**受付時間** 10:00~16:00 (イコーラムが開いている日)

### DVに関する専門窓口

#### 東大阪市DV専門相談

配偶者からの暴力(DV)に悩む方へ。まずはお電話を。専門相談員が対応します。

**日時** 月~金曜日(祝日、12月29日~翌年1月3日を除く)  
9:00~12:00、12:45~17:00  
**TEL.06-4309-3191**

### DVに関する相談は以下の窓口でも受け付けています

#### 大阪府東大阪子ども家庭センター(DV専用)

配偶者からの暴力に関する相談

**日時** 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~17:45  
**TEL.06-6721-2077**

#### 大阪府女性相談センター

配偶者からの暴力に関する相談 家族や男女関係のトラブル等の相談

**日時** 9:00~20:00(祝日・年末年始を除く)  
**TEL.06-6949-6022**

**日時** 24時間365日対応(夜間・祝日DV電話相談)  
**TEL.06-6946-7890**

## 男性のための相談

### 電話相談

男性相談員による男性のための電話相談です。仕事や家庭などに関するさまざまな男性の悩みの相談に応じます。

**日時** 第1土曜日 / 13:00~17:00  
第3水曜日 / 19:00~21:00

**TEL.072-966-5002**

### 東大阪市長男女共同参画センター・イコーラム

休館日:  
月曜日(祝日・振替休日の場合は開館、その翌平日が休館)  
及び年末年始(12月29日~翌年1月3日)

編集発行: 東大阪市 人権文化部 男女共同参画課  
〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1  
TEL 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823  
Eメール danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

制作: (株)オフィス・オルタナティブ  
発行: 令和2年2月

●このパンフレットは環境に配慮して、森林認証紙を使用し、植物性インキで印刷しています。



「HOW」をお読みに  
なった感想やご意見を男女共同参画課までお寄せください。  
QRコードを読み取って携帯電話からもメールを送れます。



男女共同参画社会を  
めざす情報紙  
**How**

2020 vol. 52

# 相手との関係を「つらい」と感じていませんか?

家にいると  
気持ちが落ち着かない

私がされているのは  
DVなんかじゃない

自分は何をやっても  
ダメな人間だと思う

いつもパートナーや恋人の  
顔をうかがってしまふ

相手が怒るのは  
私に悪いところがあるから  
我慢しなくちゃ

相手を怒らせないように  
うまくやらなくちゃいけない

私が努力すれば相手は変わるはず

相手の言うことを聞いておけばうまくいく



# DV...それは支配という暴力

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、配偶者や恋人など親密な関係にある相手を自分の思うとおりに支配するために、行われる虐待行為のことです。

相手を怖がらせる、恥をかかせる、孤立させる、嫌がることを無理強いする、脅す、責める、無視する、感情を傷つける、けがをさせるなど、身体的だけでなく性的、経済的、心理的なあらゆる暴力行為が手段として用いられます。

## なぜDV被害は女性に多いのか?

DVの被害者には男女どちらもなり得ますが、現実として女性の被害者が多いのは、社会的に男女のおかれた状況の違いやジェンダー意識が影響しています。

- 男性は強くて少し強引なくらいが男らしい
- 女性はおとなしく相手に従うのが女らしい
- 男性の方が経済的に優位なことが多い

こうした意識や状況は、男性の暴力を容認しがちな社会をつくりだし、一方で女性は「自分さえ我慢すれば」と思う傾向につながっています。

## なぜDVから逃れられないのか?

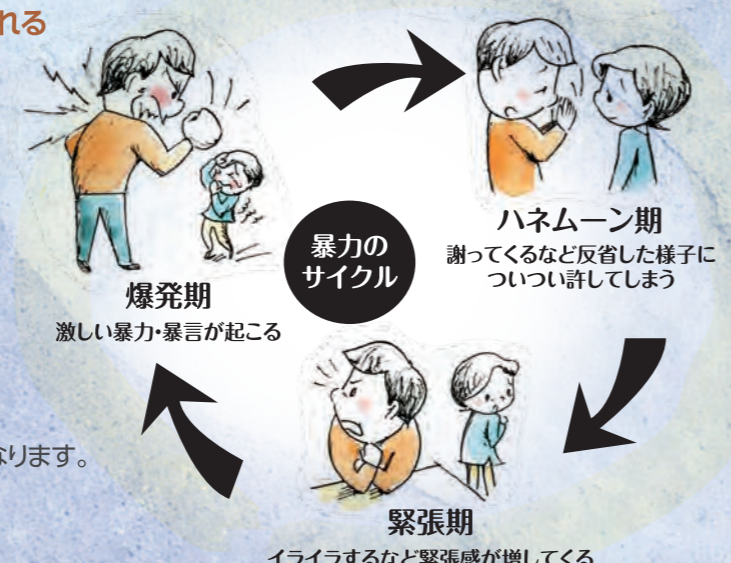
DVの被害者は、常に「怒らせるお前が悪い」「お前は何もできないダメな人間だ」と加害者から言われ続けたり、抵抗できないような暴力を受けたりすることで、

- 自分は無力で何もできないと思い込んでしまう
- 自尊心を奪われ常に自信がなく、相手が正しいと思う
- 逃げるともっとひどい目にあうという恐怖に縛られる

このような状態になった被害者は「逃げない」のではなく、「逃げられない」状態に追い込まれます。さらに暴力にサイクルがあることも、被害者を追い詰めます。激しい暴力のあとに、やさしくされたり、泣いて謝られたりすると、相手の言葉を信じたくくなって逃げる機会を失ってしまうのです。

しかし、暴力は繰り返されます。

また、被害者が経済的に加害者に依存している状態では、家を出たあとの生活が不安で出られないという気持ちにもなります。



## 面前DVが子どもに及ぼす影響

DVを目撃することは子どもにとって心理的な虐待です。本来は子どもを守るべき家庭で、子どもの安全と安心がおびやかされています。

- 暴力を受けていた親を助けられなかったと子どもが自分を責める
  - 自分を大切に思えなくなる
  - 問題解決の方法として暴力を使うことを学んでしまう
  - 感情のコントロールがむづかしくなる
- 子どもにとって、両親が暴力の加害者と被害者になるという非常に辛い出来事です。それが子どもの心に深い傷を与えるだけでなく、将来の人間関係に問題を抱えてしまう場合があります。



**もしあなたが相談を受けたら**

- 相手の立場に立ってつらい気持ちを受けとめてあげましょう。
- 被害者の落ち度を責めるようなことは決して言わないでください。
- 専門の相談機関に相談するようにすすめましょう。

DV専門相談 ☎06-4309-3191